

大阪商業大学学術情報リポジトリ

水産物卸売市場の機能変化と今後の課題

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商経学会 公開日: 2020-12-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 東野, 亨, HIGASHINO, Toru メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/944

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



水産物卸売市場の機能変化と今後の課題

東 野 亨

- 1 はじめに
- 2 日本の水産物流通の要である中央卸売市場の衰退要因の検証
- 3 卸売市場法の改正について
- 4 まとめ

1 はじめに

1935年に当時の旧東京市京橋区築地に開設された築地市場が2018年10月に83年間の役割を終え豊洲に移転したことでマスコミ等に取り上げられ、「中央卸売市場」の名称が広く一般に知られることになった。しかし、その本質的な役割はあまり知られていない。ましてや、卸売市場が創設された時代背景や経緯について理解している人は市場関係者以外には、ほとんどいないと言っても過言ではなからう。

卸売市場創設の発端は、1918年(大正7年)に富山県を起点に「米騒動」が勃発し、瞬く間に全国に騒動が広がったことにある。当時、欧州で繰り広げられた第一次世界大戦の軍需物資の輸出によって日本は好景気に沸いていた。日本の大都市では工業化が進み、工場が多く建設され大量の労働者が農村から都市部へ移動することになった。一方で、都市近郊の農地が工場や住宅地に転換されたため、農産物の供給地が縮小し、食料品の供給地は遠隔地へと拡大することになった。食料品の需給バランスが崩れたことが、当時の価格高騰を招いた背景であったと言えるが、これを加速したのが、食糧流通機能や情報媒体が発達していなかったという事情である。産地と消費地が離れ、情報媒体が不完全な状況では、流通に介在する問屋が産地で農水産物を買いたたき、消費地では売り渋ることで価格を吊上げ、暴利をむさぼることを可能にしたからである(秋谷、1981、37頁)。

時の政府は、問屋の悪徳商法を物価高騰の元凶とみなし、これを封殺するために、問屋の産地からの買い付けを禁止し、卸売市場での委託販売とすること、出荷された農水産物の「受託拒否の禁止」という原則の下、弱小生産者の保護を実現したのである。それを端的に表現するエピソードがある。「卸売市場に猫またぎ(猫も食わない魚)を持ち込んでも銭に替えてくれる」であるが、これは、卸売市場の使命と基本原則を誰にでも解りやすく表していると言える。一方、出荷された農水産物は即日全量を市場に上場することで、卸売業者は価格を操作できず、需給関係をストレートに反映する公正な価格形成がされるなど、これらを取

引原則とした旧「中央卸売市場法」が、1923年（大正12年）に正式に制定されたのである。

この取引原則は、第二次世界大戦後も踏襲され、高度成長を経た1971年には日常生活に必要な農畜水産物の公正な価格形成と安定供給のための「卸売市場法」が制定された。全国の主要都市に中央卸売市場が開設され、水産物を扱う中央卸売市場は2002年には53市場（46都市）に及んだ。

順調に発展したかに見えた中央卸売市場であったが、水産物の取引額のピークは1991年であった。その時期は1980年代後半からのバブル経済と重なる。1993年までは3兆円台の取引金額を維持していたものの、2000年以降急激に減少し歯止めが効かない状況に陥っている。

この間、中央卸売市場の取扱量・取扱額の減少に歯止めをかけるべく、農林水産省は卸売市場法の取引原則を実態に合わせた改正を度々行い、とくに1999年と2004年には大幅な規制緩和を実施した。それでも取引量・額の減少に歯止めが効かなかった。（図1）

こうした状況で、卸売市場の根幹とも言える取引原則について抜本的な改革を提起したが、2016年の内閣府規制改革推進会議・農業ワーキンググループの提言であった。

詳しくは後述するが、端的に言えば、「卸売市場法という時代遅れの規則は廃止する」という過激なものであり、関係者に衝撃を与えた。その後、2018年6月に「改正卸売市場法」が国会にて成立し公布された。前述した取引原則をどこまで緩和するかは、卸売市場の設置者である自治体の判断に委ねられており、現在、関係者を巻き込んだ活発な議論と調整が行われている¹⁾。

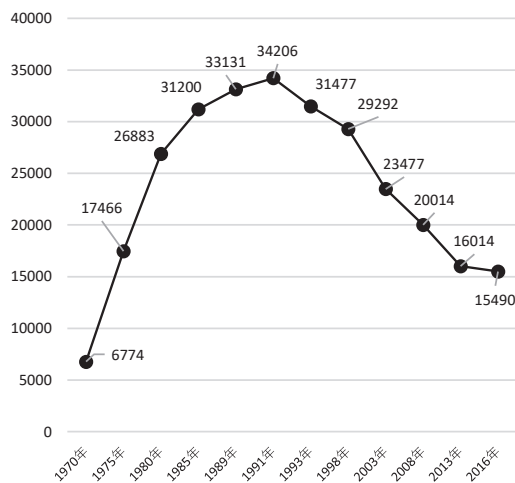


図1 中央卸売市場の取扱金額推移 単位：億円
出典：農水省食料産業局食品流通課

1) 卸売市場法の改正について

2018年6月15日に「改正卸売市場法」が国会にて成立し、同年6月22日に公布された。

改正卸売市場法では卸売市場開設の認可は国から開設者に移行し、それを国が認定する。

重要取引規制についても改正卸売市場法では、「受託拒否の禁止」と「差別的取扱の禁止」以外は削除されている。

各自治体の対応は本稿の作成中には出揃っていないが、概ね二分されている、東京都や大阪市など多くの自治体は改正卸売市場法に準じるが、京都市や名古屋市、また産地市場を兼ねている福岡市などは、現行の卸売市場法の内容を条例にて踏襲する予定である。

本稿は、卸売市場法の改正をきっかけとして、卸売市場の取引原則をめぐる提起された問題や議論を整理したうえで、今後卸売市場が発展していくためには、どのような機能を担うべきかという重要な問題点を明確にすることが目的である。

消費者の魚離れの原因を分析した前稿（東野、2019、7-12頁）を踏まえ、そのことが水産物流通に、どのような影響を及ぼしているのか、また逆に水産物流通の旧態依然とした仕組みが消費者の魚離れに影響を及ぼしているのかを研究の目的としている。よって、水産物卸売市場の内容に限定し、青果物・花卉・食肉等の卸売市場については触れていない。

2 日本の水産物流通の要である中央卸売市場の衰退要因の検証

総務省の家計調査年報のデータでは1980年から2016年の27年間で1人当たりの生鮮魚介類購入量は62.2%に減少、また購入額は80.9%にまで減少している。一方、農林水産省食品流通課の調査結果によると中央卸売市場の水産物取扱量は同期間に38.8%にまで減少し、取扱金額も46.8%にまで大きく落ち込んでいる（農林水産省、2018）。中央卸売市場取扱金額（量とも）減少の要因として消費者の魚離れが影響している（東野、2019、5頁）ことは推測されるが、経済のグローバル化や末端小売業態の変化などにより、卸売市場の運用規定である「卸売市場法」そのものが実態に合わなくなっているためであると言える。以下、詳しく検討することにしよう。

2-1 世界経済のグローバル化が及ぼす水産物の生産と卸売市場流通への影響

まず、国内生産量が減少すれば、当然卸売市場の取扱量も減少すると考えられるかもしれない。もっとも、図2では、国内食用消費仕向量²⁾（国内消費仕向量から飼料用を除いた数値）の一定量が卸売市場を経由しないことを示しているが、その点は後述することにして、国内生産量と輸入量、国内食用消費仕向量との関係をみたのが図3である。

水産物の国内生産量のピークは1984年の1205千トン³⁾にその後減少傾向に歯止めがかからず、2016年には3分の1の388千トンまで減少した。もちろん、消費者の需要が一定だとすれば国内生産量の減少は輸入によって補完されるはずである。実際、1980年代中頃より輸入量は急激に増加している。

ではなぜ、この時期に輸入が増えたのか。その主たる要因は1985年9月にニューヨークのプラザホテルで行われた主要5ヶ国による蔵相会議（G5）でのいわゆる「プラザ合意」の

2) 国内食用消費仕向量とは（一般に粗食料と言われている）

「国内消費仕向量」から「飼料用」を差し引いたもの（筆者の造語）

国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 - 在庫量

国内食用消費仕向量 = 国内消費仕向量 - 飼料用

3) 近年では水産物の乱獲による魚価の値崩れや資源保護の観点から以下の3つの手法で資源管理を行っている。

(1) 「投入量規制」：漁船の隻数や馬力（排水量）の制限

(2) 「技術的規制」：産卵期の禁漁や網目のサイズ規制による幼魚の保護

(3) 「産出量規制」：漁獲可能量（TAC）の設定

影響が大きいと考えられる。当時1ドルが260円前後の為替レートがG5の合意後、急激な円高が進み、翌年(1986年)には1ドルが150円にまで高騰した。

その結果、大手水産会社や商社はこぞって海外から水産物輸入に乗り出した。1985年の魚介類の国内生産量は11464千トン、輸出量は1357千トンであり、食用魚介類の輸入量は2257千トンであったが、17年後の2002年の国内生産量は5194千トンと1985年の半分以上にまで減少し、輸出量も440千トンと3分の1以下に減少した。逆に輸入量は6748千トンと3倍に増加した。その結果食用魚介類の国内自給率は1985年の86%から2002年には53%にまで落ち込んだ(農林水産省、2016)。

1980年前後から200海里(排他的経済水域)問題の影響も徐々にあったが、さらにプラザ合意後の円高が大手水産会社のトロール事業からの撤退を駄目押しした。その結果社名から「水産」や「漁業」の文字が消えた大手水産会社も現れた。

それに伴い、国内の漁業就労者も徐々に減少している、1993年の32万5千人が2017年には15万3千人に半減している。さらに漁業就労者の高齢化も著しく、65歳以上の就労者割合は1993年が18%であったのが2017年には36.9%に倍増している(農林水産省、2018)。

このように国内漁業生産量が減少し、海外からの輸入が大幅増加したことによって、今や国内食用消費仕向量の半分を輸入に依存しているのである(農林水産省、2016)。

その多くは中国、米国、チリからの輸入である。水産物の輸入量が増えることにより、卸売市場の取扱量が減少するのは、これらの輸入魚介類の大半が冷凍であり、輸入の段階で価格が決まっており、国内の卸売市場で価格を決める必要がないからである。

以上で検討した魚食量(人口の増減が影響しないよう、一人当たりの消費量)、国内食用消

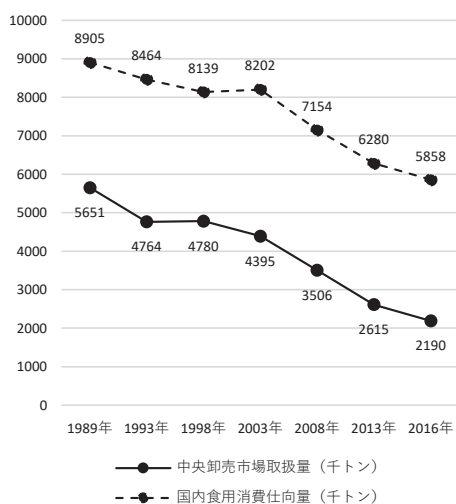


図2 国内食用消費仕向量及び中央卸売市場取扱量の推移

出典：農林水産省 食料需給表

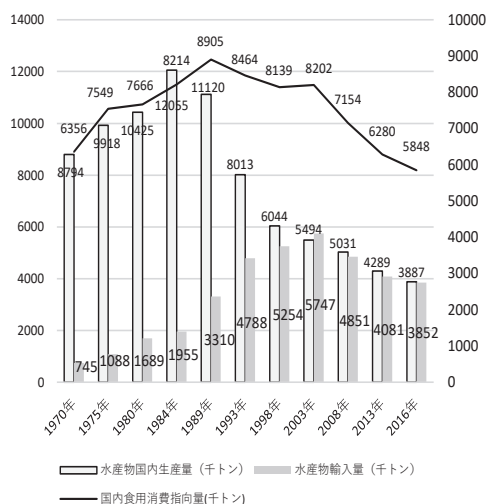


図3 国内生産量と水産物輸入量及び国内食用消費仕向量推移比較

出典：農林水産省 食料需給表

費仕向量ならびに中央卸売市場の取扱量の推移を1989年起点で確認したのが、図4である。魚食量の減少以上に、国内生産量が減っているのは輸入が増えているためである。

さらに卸売市場の取扱量がそれ以上に落ち込んでいるのは、輸入の大半を占める冷凍魚は卸売市場を経由しない直接取引が増えているためと考えられる。もちろん、冷凍魚も一部卸売市場を経由するが、その取扱量は鮮魚に比べれば低い。問題は、従来品質評価のためにセリ取引が必要と考えられてきた鮮魚においても2000年以降取扱量が激減していることであろう（図5）。

では、こうした変化はなぜ起こったのであろうか。水産物の卸売市場流通の変化を加速したのが、大手スーパーの台頭である。

2-2 水産物流通の多段階性を嫌う大手スーパーの卸売市場離れによる取扱量の減少

1985年頃を境として消費者の水産物購入先は鮮魚小売店よりもスーパーの比率が高くなってきている（図6）。特に大手スーパーはこの頃より卸売市場離れを進めたが、そのことは水産物の卸売市場流通の多段階性と密接な関係があった。というのは、大手スーパーは調達コストの削減と品揃えの安定化のために、特に近年では産地市場や生産者から直接調達を行い、また海外からの輸入水産物については、商社や大手水産会社などから直接調達を行うケースが増えたからである。大手スーパーでは「消費者が安心して買い物に来れる」との考え方から、「定量・定質・定価・定時」での商品の定番化を進める「仕入れ四定条件」が基本原則に

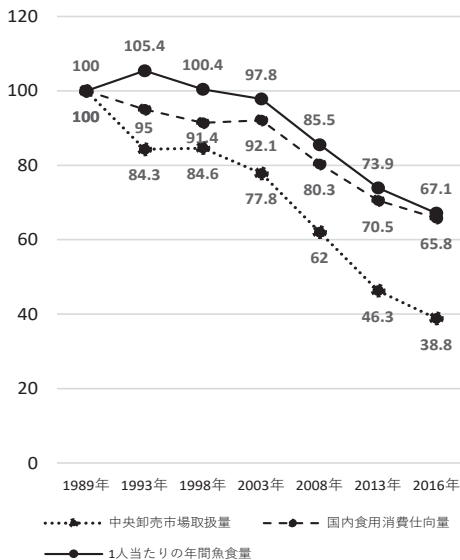


図4 1989年を100とする中央卸売市場取扱量、国内食用消費仕向量、1人当たりの年間魚食量の比較

出典：農林水産省食料産業局食品流通課
「卸売市場データ集」
総務省「家計調査年報」

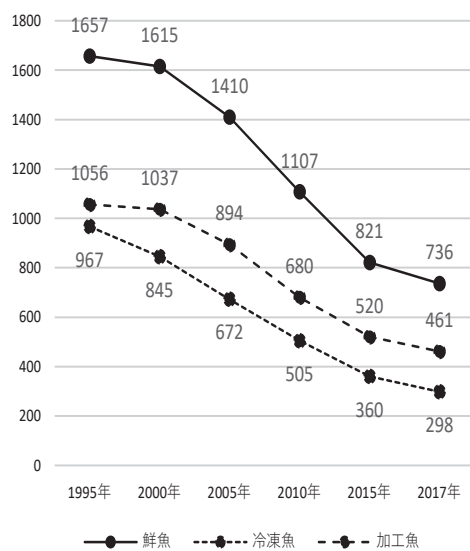


図5 中央卸売市場の魚種別取扱量の推移

単位：千トン

出典：農林水産省食料産業局食品流通課

なっている。

そのため、近海で水揚げし、当日卸売市場に出荷される生鮮魚についても、消費者ニーズや品揃えアイテムとして調達する必要がある。

ところが、従来の市場流通では(図7)卸売市場のセリ・入札等の取引終了後では大手スーパーの開店までのタイムスケジュールに間に合わないという問題が発生したのである。

よって前々日または前日の午前中までには卸売業者(または仲卸業者)に確定発注数量を注文し前日の内に各スーパーの加工・配送センター(以下PCセンターと表現)に配送されるという仕組みが求められた。

ちなみに大手スーパーでは、1980年代初頭には、すでに自社専用のPCセンターを首都圏や近畿圏等の大都市圏に配備していた。

大手スーパーの発注から納品までのタイムスケジュールについて説明しよう(表1)。

各企業によって仕組みが若干異なるが、各店舗には発注用端末機が部門ごとに複数配備さ

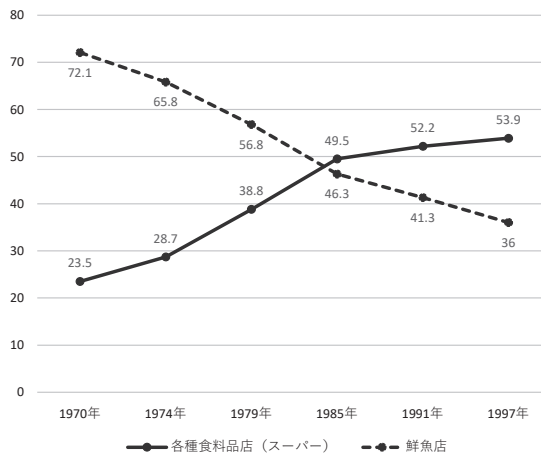


図6 スーパーと鮮魚店の鮮魚販売額の市場シェアの比較推移表

出典：通産省「商業統計表(品目別)」 参照：南方(2011)、45頁

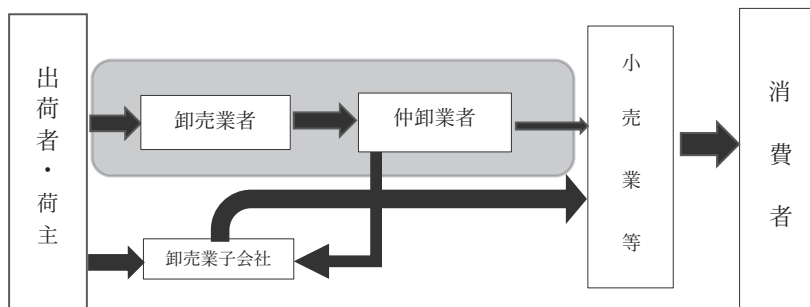


図7 特定の仲卸業者帳合を利用した「エセ第三者販売」や卸売業者の子会社を利用した場外取引ルート

表1 大手SMの発注→商品調達→PCセンター（加工・商品化）→店舗納品までのタイムスケジュール

3～4日前	前々日	前日	販売当日
店舗から本部に販売予定数を端末機で仮発注、商品部は各店からの発注集計、取引先に電送。	バイヤーは担当品目ごと取引先の担当者と商品規格や価格等の商談を行う。	午前中に店舗発注の微修正を行う。午後からPCセンターに順次納品魚の下処理などを開始。	PCセンターは午前0時から最終商品化及び、値札シール付。午前5時には店への配送が開始

れている。一般に店舗では3～4日前には各アイテム（品目）や単品の仮発注数量の入力を行う。各店舗からの発注情報を本社商品部で集計を行い、取引先に仮注文を配信すると同時にPCセンターにも同様に店舗からの発注情報が配信される。

店舗では週間単位の気温・天候や直近の売行き状況から、販売日の前日午前中には発注の微修正を行うことができる。

大手スーパーがなぜ上記のような発注から納品、そして販売のスケジュールにこだわり、PCセンターで加工するのか、それは以下のような理由による。

- ①水産物部門は労働集約型業種で人件費比率が最も高く、また身体が冷える・魚の臭いが身体に染みつく等々の問題で配属希望者が少ない。
また、労働分配率も他部門に比べ高く、水を多く使い、冷凍・冷蔵庫の設置による電気料金等の諸経費も高く、大半の店舗では水産部門の損益は赤字でもあった。
- ②生食用の多い品揃えであるため、衛生管理、品質管理が徹底しやすいPCセンターに集約することで企業リスクを低減できる。

1970年代初頭の受発注システムやPCセンターが未整備な時期においても、セリ前の時間には市場から各店舗にむけて配送車が出発しなければ、店舗の開店時間に近海鮮魚等の品揃えが出来なかった。そのため、セリによる値決めをせずに、いわゆる「先取り」という方法が常套化することになったのである。

卸売市場法では「卸売業者の第三者販売の禁止」や「商物一致の原則」及び仲卸業者の「直接引きの禁止」という厳しい規定があり、卸売業者は仲買業者や買参人以外の第三者への直接販売を行うことができず、また仲卸業者は卸売業者以外から直接商品を調達することを禁じられていた。そのような規制があるにも関わらず、セリ・入札が行われる時間帯より1時間以上も前に市場から大手スーパーに商品を出荷出来たのだろうか。

一つは、卸売会社が別会社をつくり、そこを経由して大手小売業と直接取引する方法である。別会社が直接産地から仕入れて小売業へ販売する場合には卸売市場を経由しない市場外流通となるため、卸売市場の取扱金額はそれだけ減少することになる。もう一つは、卸売会社は前述の規制に抵触しないように、図7のような方法で取引を行うことである。このような取引方法は、卸売市場法が制定されて間もない1980年前後には卸売市場によってはすでに行われていた。

図7を解説すると、卸売業者は場外の子会社や良好な関係にある特定の仲卸業者の帳合を

利用して、建前は「第三者販売」ではなく、市場法に抵触しない体裁を整えて大手スーパーと取引を行い、卸売業者が市場外に子会社を設立し債務保証をすることにより、出荷者や荷主が卸売業者の子会社へ直接出荷を行い、卸売業者の子会社が大手スーパーと取引を行うことが常套化していた。

ただし、上記のような取引ができるのは、当時の卸売業者と仲卸業者の力関係では、圧倒的に卸売業者が仲卸業者よりも強かったからと考えられる。その結果、卸売業者と仲卸業者が表立って争うことはなかった。

ところが、後述するように、1999年と2004年に農林水産省も卸売市場の衰退に歯止めをかけたいとの思惑もあり、一部で第三者販売や直荷引きを認めることになった。その結果、2017年度における、中央卸売市場での水産物卸売業者の第三者販売比率は23%であり、同じく仲卸業者の直荷引き比率は18%まで増加したのである（農林水産省、2017a, 2017b）。

卸売市場では「売る側」と「買う側」の意向を受けて、セリ・入札を行い、公正な価格形成が行われるのが原則ではある。しかし、流通の多段階性によるコスト加算やタイムリーな調達の弊害となっていることもあり、大手スーパー等では近海鮮魚等は卸売業者から直接「第三者販売」で調達を行う一方、卸売市場に集荷しにくい特殊な塩干加工魚等は、特殊な調達チャネルを持つ仲卸業者の「直荷引き」商品を調達することも多かったのである。いずれの行為も卸売市場法の重要禁止規定であり、中央卸売市場の根幹をなすセリ・入札による価格形成機能を阻害するものである。

しかし、農林水産省は卸売市場法の最重要規定である「第三者販売」や「直荷引き」を一定限度認めざるを得なかったのも、卸売市場の取引原則がもはや実態に合わなくなっているという認識があるからではなかろうか。

中央卸売市場の最大の課題は市場に魚が集まらず、その状況が年々悪化していて取扱量は

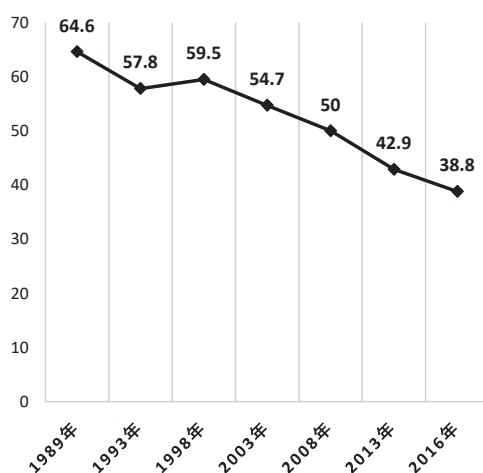


図8 水産物総流通量に占める中央卸売市場のシェア (%)

出典：農水省食品流通課「卸売市場データ集」2017年

減少の一途である。水産物総流通量に占める中央卸売市場のシェアは30%代にまで減少している（図8）。

以上では卸売市場衰退の要因として、グローバル化と大手スーパーの調達行動の変化から説明してきたが、それ以外の理由として、卸売市場の機能そのものが環境変化によって変質してしまったことが挙げられる。

2-3 大豊漁による卸売市場での魚価の値くずれの可能性について

鮮度劣化の早い生鮮食品流通において卸売市場のセリ取引は重要な役割を果たしてきたが、需給関係を反映した公正な価格形成を保証する全量上場という前提が崩壊しつつある。野菜などは供給過剰の場合、全量上場すると相場が下がるために、収穫調整を行い供給過剰の防止をしている。天然水産物の場合も下記のような流通対応を行う一方で、資源保護の観点から乱獲につながる漁法や漁獲時期を規制する法律が整備されている⁴⁾からである。

①卸売市場の情報及び流通ネットワークが充実している。

産地市場から豊漁の情報が中央卸売市場（34市場）に伝達され、各中央卸売市場の受入れ量を確認する。それでもさばけない場合は各中央卸売市場から近隣の地方卸売市場（251市場）に受入れ可能数量を確認する。つまり、値崩れを防止するための需給調整が行われており、そのために中央卸売市場間及び中央卸売市場と地方卸売市場を結ぶ転送便（別名：市場便）は低コストで市場間を頻繁に運行している。

②水揚げ量の多い産地では瞬間冷凍のできるトンネルフリーザーなどを備えた水産会社や加工会社も配置されているため、市場に出せない余剰分を加工・冷凍し順次卸売市場などに出荷する。例えば、サンマの最大水揚げ漁港の双壁である根室漁港、釧路漁港周辺の水産会社には、トンネルフリーザーや重量自動選別機などを装備し、魚体のサイズ別にケーシングしたものが最新鋭の大型冷凍倉庫に保管し、消費地卸売市場や大手スーパーの発注に応じ、年間を通じて出荷をしている。

このように卸売市場の価格形成機能は変質していると言えようが、もちろん依然としてセリが行われている場合もある。

例えば、市場のセリ風景を代表するものとしてマグロがあるが、これはマグロの漁法「延縄漁」が200Kmにも及ぶ幹縄に3000本もの釣針を付けており、そのため、投縄から揚縄が完了するまで24時間も要する。その結果マグロの個体鮮度に大きな差ができる、その品質評価のために、1尾ごとセリ・入札にかける必要があるからである。

図9は中央卸売市場における水産物のセリ及び入札での価格形成率を表したものである。

水産物全体のセリ・入札率は平均で20%以下になっており、その大半がマグロ類であることは、看過すべきではない。マグロや近海生鮮魚を除くと中央卸売市場での水産物の価格形

4) 輸入した魚の価格は、商品コスト（C.F.I）に金利倉敷料等々を算出加算した一定価格で通年出荷するのが一般的である。もちろん短期間で売切れる場合もあるが、特定の大手スーパーとの契約で安定供給する方が事業の継続性や、海外の生産者とのつながりなども考え、通年取引を選択していることが多い。輸入魚介類の多くは商社や水産会社が、卸売市場を通さずに大手スーパー等と年間一定価格で直接取引を行うことになる。

尚、輸入業者は魚種によってはフルサイズアソート購入しなければならない場合があり、その場合は、大小外れ両サイズを卸売市場に出荷することもある。

成は不要な機能となっていと言っても過言ではなからう。すなわち大半の水産物は相対で取引が行われている。

であれば、卸売市場は集荷・分荷に力点を置く流通拠点としての機能を充実させる必要があるのではなからうか。

2-4 卸売市場衰退の制度的要因

卸売市場は卸売市場法によって守られてきた面もあるが、近年では逆に障害となっている面もある。

今回の卸売市場法の改正においても、「受託拒否の禁止」と「差別的取扱の禁止」の二項目は残されている。これは卸売市場法に制定された重要な目的である「生産者の保護」を堅持するためと考えられるが、反面卸売市場を弱体化させている要因であることも否めない。この規制があるために、市場には商品が玉石混交の状態が入荷されるからである。「それを見分けるのが市場職人の目利きだ」と自慢げに話す仲卸業者もいる。しかしながら、それは社会の価値基準と大きくかけ離れているように思われる。

現在の消費者は「食の安全・安心」「コンプライアンスに則した正直な品質」を第一に求めている。特に魚介類は加熱せず生で食べることも多いため、なお更である。

一例をあげると、秋から冬の味覚「牡蠣（カキ）」は瀬戸内海や三陸沿岸で多く養殖されている。水揚げされたカキは一つ一つ人手によって、むき身にし、殺菌された海水で洗浄したものが、海水充填のパック詰めをして出荷されるが、業者によっては充填した海水の塩分濃

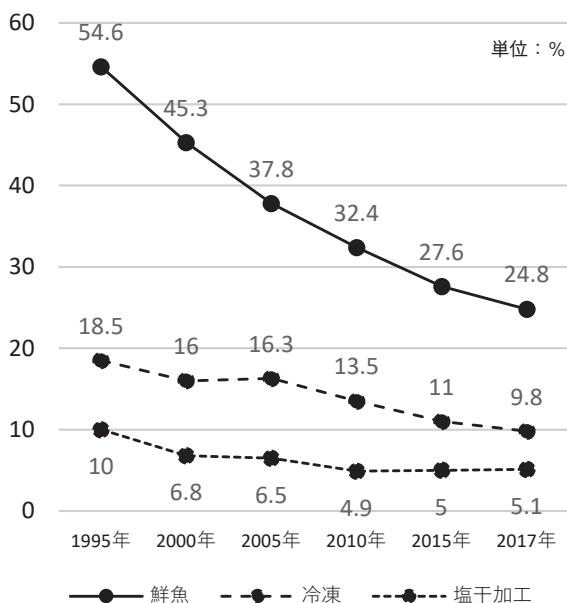


図9 中央卸売市場の魚種区分別セリ・入札率推移

出典：農水省食料産業局食品流通課

度を薄くしてカキを水膨れさせ、ムキ身を大きく見せかけているものや、食品衛生法で指定されている清浄海域産の生食用カキに清浄海域外のものを混入させている商品に「生食用」の表示をしたものが卸売市場流通に混入する恐れがある。

そのため多くの大手スーパーでは信頼できる加工会社と契約を結び、なおかつ納品された商品や加工工場の抜き打ち検査も行っている。「受託拒否の禁止」や「差別的取扱の禁止」には、卸売市場の「公共性」という観点から保持させるべき面もあるが、消費者の安心・安全を第一に考えると、出荷者へのハードルを高くする必要があるのではなかろうか。

3 卸売市場法の改正について

上記したように「受託拒否の禁止」と「差別的取扱の禁止」の二項目は卸売市場法の基本的原則であるのは、卸売市場が創設された時代においては弱小生産者や零細小売業を守り、消費者への安定供給を継続することであった。しかし、近年では流通構造や情報通信システムの急速な進歩により、卸売市場の仕組みを変革せざるを得ない状況にある。そのことが卸売市場法の改正に結びついているといえよう。

3-1 卸売市場法改正までの流れ

今回の卸売市場法の改正が行われるようになった発端は、2016年11月11日の内閣府規制改革推進会議・農業ワーキンググループが行った提言であった。結論部分を引用すると、「卸売市場については、食糧不足時代の公平分配機能の必要性が小さくなっており、現在の食料需給・消費の実態等を踏まえて、より自由かつ最適に業務を行えるようにする観点から、抜本的に見直し、卸売市場法という時代遅れの規制は廃止する」という内容であり、同日に行われた全農改革の提言の中では、「全農は、農業者のために、実需者・消費者へ農産物を直接販売することを基本とし、そのための強力な販売体制を構築すべきである」（内閣府規制改革推進会議、2016）という提言も重ね合わせると、まさしく農産物流通を全農が卸売市場に取って代わりなさい、と言わんばかりの提言であると解釈できよう。

もっとも、同年11月29日の政府決定の農業競争力強化プログラムでは、上記のような農業ワーキンググループの提言が急進的過ぎるとして「卸売市場については、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する」と結論付けられた。

規制改革推進会議の提言は、卸売市場の根幹とも言える委託販売と、それと対をなす卸売業者の受託拒否の禁止という取引原則を否定するという意味で卸売市場の全面否定であったのに対し、農業競争力強化プログラムでは「経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的な理由のなくなっている規制は廃止する」と、卸売市場の機能は一定認めつつも、ややトーンダウンしたものになっている。とはいえ、卸売市場法の抜本的に見直しという点では共通であり、どのような規制を廃止するかどうかが問題となる。

3-2 中央卸売市場の衰退と度重なる卸売市場法の改正

卸売市場を所轄する農林水産省は、卸売市場の社会的役割や機能を認めつつも、中央卸売市場の取扱量・取扱額の減少に歯止めをかけるべく、すでに1999年と2004年の二度にわたり卸売市場法の緩和とも言える大幅な法改正を行ってきた。

農水省が掲げる卸売市場の役割と機能としては、(1)効率的な集荷と分荷機能、(2)公正で透明性の高い価格形成、(3)出荷者への迅速、確実な代金決済が挙げられる。

これを踏まえ、1999年の卸売市場法改正の主な改正点は、以下の内容であった。

- (1) 1990年以降、中央卸売市場の取引額が減少する中で、経営体質が弱体化した卸売業者や仲卸業者の合併・事業譲渡による大型化や仲卸業数の適正化を促進するために、食品流通改善促進法の改正による支援措置の実施や経営体質の改善を進める。

また、中央卸売市場における取引規制は大幅に緩和された。

- ①「セリ・入札の原則」の廃止と「相対取引」の容認
 - ②「商物一致原則」の例外規定の拡大と緩和
 - ③「委託集荷原則」の例外規定を拡大（卸売業者が自ら買付けることの是認）
- (2) 2004年の改正では、さらに規制を緩和し、事実上規制の完全撤廃の一步手前まで進むことになったと言っても過言ではない。その主な緩和項目を説明すると、

- ①商物一致規制の更なる緩和では、法律上の表現は「最適物流を優先」となっているが、1999年では「荷物を積載した車両は、必ず市場を経由してから配送先に向かう」が原則であったが、2004年では、卸売市場への立寄り規制を無くして、出荷先から小売業等の指定場所へ直接配送が可能となった。

②買付け集荷の自由化

前回の改正では、「委託集荷の例外規定の拡大」となっていたが、結果としての実態は委託集荷が極端に減少し、実質的には買付け集荷の増加となっているため、法律が後追いつく結果となった。

③第三者販売・直荷引きの弾力化

中央卸売市場の中には、卸売業者、仲卸業者とも、第三者販売や直荷引きを行っているところもあり、このような取引が密に行われるよりも、規制緩和することで市場内に取引を取り戻すことにより卸売市場の活性化につながるとの考えから、第三者販売や直荷引きを緩和したと推察される。

④卸売市場手数料の弾力化

荷主が卸売業者に支払う手数料は長年定率で行われてきた（野菜：8.5%、水産物：5.5%等）、荷主の多くが弱小生産者であった30年以上前には、卸売業者は手数料以外に電話通信費やトロボックスなどに入れる氷代金と称して加算請求していた市場もあった。しかし近年、荷主が大手組織（漁連、全農など）や大手水産会社へと変化する中で立場が逆転し、また集荷力の低下に歯止めをかけるためにも手数料を弾力的に引き下げざるを得なかったと言える。手数料の弾力化を行った市場はほとんど無いが、大口出荷者に対しては奨励金と称して、販売額の1%程度を出荷者にキャッシュバックしている卸売市場もある。

3-3 「改正卸売市場法（2018年）」について

卸売市場の改革が進められる中で提起された改正卸売市場法は、卸売市場の根幹に関する取引原則そのものを否定するものであり、それだけに改正に対しては根強い慎重論、反対論も見受けられる。

以下に「改正卸売市場法」に対する有識者の慎重論、反対論の事例を示すことにする。

①農水産物の生産には地域特性があり、また卸売市場では国内だけではなく世界各地から多種多様な生鮮食料品を集荷している。卸売市場を通らない流通では、品揃えを行うには限界がある、との主張がある。（小野、2019、13頁）。

（筆者の私見）小売業が消費者に対して提供する品揃えが卸売市場の集荷に頼らざるを得ないのであれば、卸売市場経由率も維持ないし高まることになるのではないだろうか。言い換えれば、なぜ卸売市場を経由しなくても品揃え形成が行われるようになっているのかを明らかにする必要があるだろう。

②卸売市場の果たす流通機能について、とくに公共性は農水産業の生産力を可能な限り無駄なく消費者につなぐ点にあるとの主張がある。

マーケティング論等の研究者の理論では、「需要情報を起点に卸が生産者・生産地から商品を調達し品揃えが形成される」との理解であるが、特に水産物についていえば、水揚げされる魚の量も品質も事後的にしか把握できず、需要情報に応じて管理するのは不可能であるという。つまり、水揚げされる水産物は天候などの自然条件によって変動するため需給の調整は事後的となる。そうした水産物を事後的に効率よくさばき無駄なく分配する卸売市場の機能がいかにスマートであるか、そしてそれは消費者起点のマーケットイン一辺倒ではなく、生産起点のプロダクト・アウト型の卸売市場が有効性を発揮する分野であることが理解されるべきである。（木立、2019、29頁）

（筆者の私見）木立氏の言う事後的な需給調整が行われる商品は、水産物でいえば、個体によってサイズ、品質が異なる近海魚であり、冷凍魚や養殖魚についてはサイズも品質とも「標準化」され、供給も在庫を通じて操作が可能であり、あるいは養殖魚のように生産自体をある程度操作できるものも存在するからである。

以上の主張は、卸売市場の重要な機能である集荷・品揃え形成において、すべての水産物に当てはまるわけではなく、冷凍魚や養殖魚といった水産物の生産・保存技術の変化によって、当初の原理・原則が当てはまらなくなった分野も存在することを示唆しており、そのことを卸売市場の機能変化として認めるかどうかによって主張が分かると言える。

一方、卸売市場の取引原則である第三者販売や直荷引きを原則禁止という規制を緩和すると、どのような影響が及ぶのかについても主張の違いがみられる。

現行の卸売市場法では、卸売市場の開設では、中央卸売市場は国による認可制、地方卸売市場は都道府県による許可制だったが、新制度では両者とも認定制となり、そうした中で規制が大幅に緩和され、国や自治体による卸売業者の検査・指導も廃止される。取引規制も新法では「卸売業者は買受人に対して差別をしてはならない」としているが、売買参加者のみならず、第三者販売や商物分離による卸売業者の販売先などにも差別をしてはならない、となっている。これでは仲卸業者や売買参加者を優先する必要がないといっているに等しいという。（細川、2019、49頁）

(筆者の私見)「差別をしてはならない」という規定は、卸売市場内での取引先によって取引条件を差別してはならないというだけでなく、第三者販売や商物分離による卸売業者の販売先などにも当てはまることになる。卸売業者は大手小売業に対しても直接販売することになり、卸売業者と仲卸業者の分業は完全に崩壊してしまうことになろうと危惧されているが、市場の活性化のためには、両者の競争が必要不可欠であるのではないか。

①②では、卸売市場が本来の役割を果たしている範囲、取扱商品による違いについての議論であるのに対し、③は卸売市場の規制緩和は卸売業者の第三者販売が無制限に許可されるとすれば仲卸業者が不要となり、従来の秩序が大きく崩されるという主張である。

第三者販売の禁止が撤廃された場合、仲卸業者は完全に不要となるのか、それとも仲卸業者の機能が依然として必要であり従来通りの分業関係が継続するかについて検討する余地があると言えよう。仲卸業者が従来通りの機能を求められるかどうかは、先に検討したように、もちろん卸売市場を経由する商品や取引先小売業の意向によって異なるであろう。

有識者の中には、早くから卸売市場そのものがすでに水産物流通の実態に合わないことを認め、変革を求める主張もみられる。

たとえば、上原(2004)は卸売市場以外の、一般の食品流通は大きく変わりつつあり、その他の食材流通も顕著に変化し、それらは新しい方向に融合しつつある。こうした変化が卸売市場流通の特殊性を崩壊させつつある。それは法改正によらずとも大きく変わっていくものであり、既に進んでいるともいえる。今回(2004年)の法改正はこの方向をただ後追いしたものであるといっても過言ではない。重要なことは、マーケットが売り手市場から買い手市場に変わり、競争はマーケティングの展開力そのものによって決まる。

(筆者の私見)卸売市場は創設当初(大正12年)から受身の事業であり「持ち込まれた商品は拒否せず、必ずお金に変える(受託拒否の禁止)」の鉄則の下に行われてきた。当時の社会環境では「受託拒否の禁止」や「全量上場の原則」等々の規則が必要であったが、このような規則がマーケティングの概念を希薄にしたのかも知れない。改正卸売市場法の施行を機に、受身の商売から脱却し、消費者サイドの立ち位置でのマーケティング力を強めることが重要である。

相反する主張の是非を検討するためには、まず卸売市場における取引の実態はどうなっているのか、何故そうなったのか、その原因について検討しなければならない。それは、第2節の分析から明らかのように卸売市場を取り巻く社会的、経済的状况が大きく変化しており、その実態の変化に合った新しいしくみをどう構築していくかが、問われているといえよう。

4 まとめ

1923年に制定された「中央卸売市場法」及び1971年に制定された現行の「卸売市場法」は、その基本理念を「公共性・公正性」に求めるものであり、卸売受託拒否の禁止による委託販売、公正な価格形成の手段としてのセリ・入札での取引、更にそれを支える卸売業者と仲卸業者との機能分担を保証する第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致などの規制

を「原則」として維持する立場に立っていると見えよう。しかし、これまでの検討から明らかのように、卸売市場を取り巻く環境変化に伴って、その取引原則はもはや実態に合わなくなっているのである。

2020年6月の「改正卸売市場法」施行にあたり、開設者（自治体）が運営管理方針（条例等）をどのように策定するかは、現時点（2019年12月）では伺い知れないが、少なくとも従来の卸売市場法をそのまま継承するようなことはなかろう。

今回の卸売市場法の改正には、「卸売市場の今までの“待ちの商売”は終焉した、今後は自ら集荷に努め、積極的に打って出る商売に切り替える必要がある」とする行政の意図が働いているように思えてならない。

卸売市場法の改正が市場の活性化にあるとすれば、卸売市場の機能を見極めたうえで、基本的に規制緩和する以外に方法がないのではないだろうか。従前と同様のやり方で運営を継続すれば、大都市卸売市場を除いて、多くの中央卸売市場開設者はもとより、卸売業者や仲卸業者の大半が撤退や廃業に追い込まれる恐れがある（図10）。

卸売市場の復権には、卸売市場の常識は場外の非常識であることを認識することから始めなければならない、すなわち「商品は持ち込まれるもの、小売業者は買付に来るもの」という考え方から脱却しなければ、新たな事業戦略は遂行できまい。卸売市場としては、卸売業者が産地生産者や水産会社等々に積極的に赴き、国内外の産地状況を自分の目で確かめることが重要である。また仲卸業者は小売業者の本社・本部や店舗に赴き、消費者ニーズの変化（例えば生鮮素材から惣菜へ）と、それに対応する小売業の販売動向（戦略）を確認し、商談を進めるためにも感覚的ではなく、データベースに重点を置いた商談をする必要があるのではなかろうか。

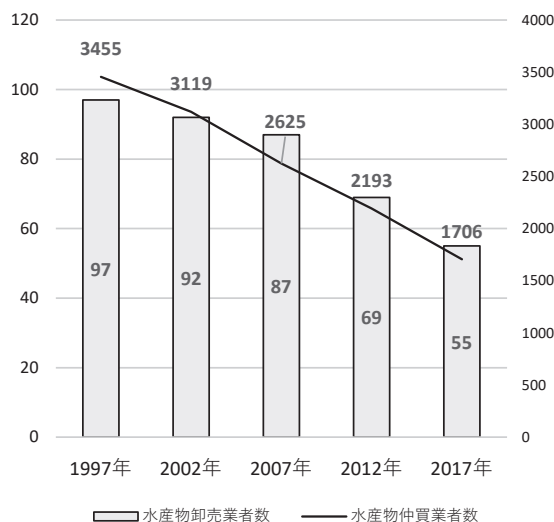


図10 中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の業者数推移

出典：農水省 総合食料局

旧来の競争の少ない独占的な事業感覚では近い将来大半の卸売市場は消滅するであろう。

筆者の海外調査の経験では、卸売市場の歴史が長いイタリアやフランスなどでは、日本のように卸売業者と仲卸業者が分業化されていない。すなわち市場内は専門性の高い仲卸業者の集まりである。各業者は独自に調達ルートを持っていて、そのチャネルは北欧からアフリカ、また南北アメリカにまで及び、市場の近隣に自社の冷凍庫・冷蔵庫はもとより、活魚水槽まで保有している。

この度の卸売市場法の改正を機に、卸売業者や仲卸業者が市場内にとどまらず、欧州の仲卸業者のように市場外に目を向ける必要がある。すなわち「待ちの商売から攻めの商売」に転じ、新たな事業領域へと一歩前に前進することが期待されるのである。

参考文献

- 秋谷重男 (1981)『中央卸売市場“セリ”の功罪』日本経済新聞社
- 秋谷重男、木立真直、柴崎希美夫、田村馨 (1996)「卸売市場に未来はあるのか」日本経済新聞社
- 上原征彦 (2004)「卸売市場法改正と生鮮食品の変革方向」『野菜情報』(農畜産業振興機構)、2004年8月号
- 小野雅之 (2019)「2018年卸売市場法改正の経緯と論点」、木立真直、小野雅之、矢野泉他著 (2019)「卸売市場の現在と未来を考える (流通機能と公共性の観点から)」筑波書店。
- 菊池哲夫 (2015)「食品の流通経済学」農林統計出版(株)
- 木立真直 (2019)「卸売市場の公共性と機能多面化を考える」木立真直、小野雅之、矢野泉他著 (2019)「卸売市場の現在と未来を考える (流通機能と公共性の観点から)」筑波書店
- 西岡不二雄、村田裕子、松浦勉、越智信也 ((2009)「魚食文化の系譜」(株)雄山閣
- 濱田英嗣 (2011)「生鮮水産物の流通と産地戦略」(株)成山堂書店
- 東野亨 (2019)「日本国内における生鮮魚介類の消費量 (魚食量) の減少要因についての考察」大阪商業大学論集 (第193号)
- 藤本宗一 (2011)「生鮮水産物の取引行動分析」(株)成山堂書店
- 細川允史 (2017)「激動に直面する卸売市場」筑波書店
- 細川允史 (2018)「新制度卸売市場のあり方と展望」筑波書店
- 細川允史 (2019)「改正卸売市場法の解析と展開方向」筑波書店
- 山尾政博、天野通子 (2012)「日本水産業の構造問題と発展戦略」農業水産経済研究
- 山本博信 (2005)「新・生鮮食料品流通政策」(財)農林統計協会

参考資料

- 農林水産省食料産業局食品流通課 (2016、2017)「卸売市場データ集」
- 農林水産省食料産業局食品流通課 (2018)「卸売市場をめぐる情勢について」
- 農林水産省「食料需給表」(2016)
- 農林水産省 水産庁 (2018)「漁業センサス」
- 農林水産省 (2017)「卸売市場を含めた流通構造について」
- 内閣規制改革・農業ワーキンググループ (2016)「農協改革について」2016年11月11日

会議議事録 (<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/meeting/wg/nogyo/20161111/161111nogyo01.pdf>)

農林水産業・地域の活性創造本部決定（平成28年11月29日）「農業競争力強化プログラム」(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/attach/pdf/index-1.pdf)

